

滝川市地域おこし協力隊募集要項 (観光協会運営支援員)

1 募集の背景及び目的

本市は、過去には近隣市町の産業発展とともに商業・サービス業を中心に発展し、人口増加を続けていましたが、近隣産炭地の炭鉱の閉山等が要因となり、1983 年をピークに人口減少に転じており、ピーク時は5万人を超えていた人口が、2026 年3月末現在では 35,353 人まで減少しました。

今後、人口減少に伴い交通網の縮小や市内事業者の減少などが予想され、このことにより市民生活に影響が及ぶ可能性が懸念される一方で、日本全体が少子高齢化を迎えたこともあり、劇的な人口増加は望めない状況にあります。

このような中、今後の滝川市経済の活性化には交流人口を増加させ外需の取り込みが必要であると考え、既存の観光資源のブラッシュアップや実行組織の円滑な運営のために専門スキルや経験及び滝川市の観光振興に意欲的な“外部の力”が必要です。

今回、滝川市は観光振興施策の実行組織である一般社団法人たきかわ観光協会の運営支援を通じて同協会の運営体制を強化し、任期後は観光のスペシャリストとして、観光協会等への就業または創業という形で将来に渡って継続的に滝川市の観光振興を担っていただける方を対象に地域おこし協力隊員を募集することとします。

2 募集人員

1 名

3 活動内容

(1) (一社)たきかわ観光協会が実施するイベントと事業の企画及び運営

- ・たきかわ菜の花まつりやそらちワイン×ワイン Festa 等、イベントの企画及び運営。
- ・観光協会の収益増加と自立化を目的とした新規事業の企画及び実行。

(2) 観光案内所運営及び観光情報の発信サポート

- ・観光案内所における窓口業務サポート。
- ・各種イベント特設ページの作成及び更新サポート。
- ・滝川市観光ガイドブックの掲載内容の企画及び校正サポート。
- ・Instagram 等の SNS やその他媒体を活用した観光情報の発信サポート。

(3) その他

- ・観光協会の運営に係る業務サポート。
- ・定例にないイベントの企画・運営や PR 活動等。

※隊員は毎月活動月報を作成し、翌月5日までに（3月については3月31日まで）市担当者まで報告する必要があります。

4 求める人物像

- ①関係者または関係団体との調整やコミュニケーションを円滑に行うことができる者。
- ②民間企業等で計画や企画立案の経験がある者。
- ③会議等でプレゼンテーション、報告、資料作成を業務として行った経験があり、会議における進行役や調整を行えると認められる者。
- ④イベントや組織の運営に業務として携わった経験があり、全体をコントロールできる者。
- ⑤滝川市に定住する意思があり、業務に積極的な者。
- ⑥相手の年齢や立場に関わらず丁寧な対応ができる者。
- ⑦目的意識が高く、粘り強く実行できる者。

5 募集要件

以下の要件をすべて満たす方は応募できます。

- （１）応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域等（地域おこし協力隊推進要綱に係る「特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、本市に転入した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。）に住民票があり、本市へ住民票を異動させ、居住することが可能な者。
- （２）協力隊としての活動終了後も市に定住し、就業・起業しようとする意思がある者。
- （３）募集要項4.求める人物像に合致すると認められる者。
- （４）心身ともに健康で協力隊の活動を通じた地域活性化に意欲があり、活動ができると認められる者。
- （５）地域イベント等の企画・運営に関わった経験のある者。
- （６）地域イベント等の実施に係る実際の設営作業等（テントの設置ほか）を行えると認められる者、または設営作業等の委託事業者へ委託した経験がある者。
- （７）普通自動車免許を取得しており、冬期間も含めて実際に運転できる者。
- （８）Instagramを始めとしたSNSへの投稿の経験が豊富な者。
- （９）パソコン（Microsoft Word、Excel、PowerPoint等）の一般的な操作ができる者。
- （１０）土日及び祝日のイベントの運営、または、活動などの勤務に対応できる者。
- （１１）地方公務員法第16条（欠格条項）の①及び②に該当しない者。
 - ① 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ② 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
- （１２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者。

6 主な活動場所

たきかわ観光国際スクエア内（北海道滝川市栄町4丁目9番1号）

※イベントや観光情報PRなどにより、滝川市内外が活動場所となることがあります。

7 活動に要する経費等

（１）報償費 月額 291,000 円～375,000 円

※経験及び能力、年齢を考慮のうえ決定します。

※各種手当の支給は一切ありません。

（２）活動に要する経費

地域おこし協力隊員の活動に要する経費は、予算の範囲内で補助金として交付します。

交付金額のうち、〔補助対象経費①〕については実際に要した金額を交付し、〔補助対象経費②〕については下記記載のとおり交付します。

〔補助金額〕 年額 1,000,000 円～2,000,000 円を上限

※報償費の金額によって上限額を決定します。

〔補助対象経費①〕 旅費、消耗品費、燃料費、パソコン購入費等

〔補助対象経費②〕 住宅家賃（月額 55,000 円を上限）

※パソコン購入費は自身でパソコンを保有していない場合のみ補助対象。

【補助金の交付方法】

- ・補助金の申請にあたり、年間の活動計画書や収支予算書を作成のうえ、補助金等交付申請書とともに市に申請します。
- ・補助金の交付は、申請内容の審査終了後、一定期間ごとに要すると見込まれる活動費を概算払いで交付し、補助事業の完了や事業年度終了による実績報告により精算します。

8 身分形態

地域おこし協力隊員として滝川市長が委嘱します。滝川市との雇用関係はありません。

9 委嘱期間

隊員の委嘱期間の更新は、年度単位で行います。次年度以降の委嘱については、年度ごとに市と隊員との協議のうえ決定するものとし、委嘱の期間は委嘱開始日から最長で3年間とします。なお、委嘱開始時期については委嘱内定者と市で協議して決定します。

10 活動時間

年間で 1,860 時間程度を目安とします。

※原則として週5日、1日あたり7時間45分程度を基本とします。

※土日祝日に活動した場合は振替対応とし、年間の活動時間で調整することとします。

11 注意事項

- (1) 活動以外の副業が可能です。ただし、副業を行い活動に支障が出る場合は、解嘱となる場合があります。
- (2) 国民健康保険や国民年金には、自身で加入してください。
- (3) 所得税の確定申告の必要がありますので、自身で行ってください。
- (4) 賠償責任保険および傷害保険には、自身で必ず加入してください。
- (5) 民間の賃貸住宅等を自身で確保してください。なお、転居に要する初期費用、生活用品や住居の光熱水費等は自身の負担となります。
- (6) 活動に必要なため、車両およびパソコンを自身で準備してください。なお、パソコンを使用する際は情報の流出に十分に留意してください。
- (7) 「滝川市地域おこし協力隊員設置要綱」第5条の2各号に該当した場合は、委嘱期間中であっても解嘱となることがあります。

〔抜粋 滝川市地域おこし協力隊員設置要綱〕

第5条の2 市長は、地域おこし協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任又は解嘱することができる。

- (1) 自己の都合により、退任又は解嘱の申出があった場合。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合。
- (3) 活動の内容が不適切であると認められる場合。
- (4) 地域おこし協力隊員としてふさわしくない行為があった場合。

12 応募方法

(1) 応募受付期間

令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（火）必着

※委嘱者が決定次第、募集終了となります。

(2) 応募書類

- ①「滝川市地域おこし協力隊員」応募用紙（様式1）
- ②「滝川市地域おこし協力隊員」活動目標（様式2）
- ③誓約書（様式3）
- ④住民票の写し
- ⑤運転免許証（両面）の写し

※①、②、③については、滝川市公式ホームページよりダウンロードしてください。

(3) 応募先（郵送またはEメール）

〒073-0031 北海道滝川市栄町4丁目9番1号 たきかわ観光国際スクエア

滝川市産業振興部観光課 担当：早坂・三戸部

E-mail：kankou@city.takikawa.lg.jp

13 選考の流れ

(1) 第1次選考：【書類審査】

指定の応募用紙（様式1）、活動目標（様式2）をもとに書類選考を行います。選考の結果は文書で通知します。

(2) 第2次選考：【面接審査】

第1次選考合格者を対象に随時面接を行います。日時等詳細は、第1次選考結果と併せてお知らせします。選考の結果は文書で通知します。

【留意事項】

※提出されたすべての応募書類は返却いたしません。

※面接会場は別途対象者に連絡しますがその場合の交通費等は応募者の自己負担となります。

（滝川市内で開催予定）

※状況によってはオンライン面接を実施する場合があります。

※審査等の結果は公表しません。

14 問合先

滝川市産業振興部観光課観光係 担当：早坂・三戸部

Tel. 0125-28-8031（直通）

E-mail：kankou@city.takikawa.lg.jp